

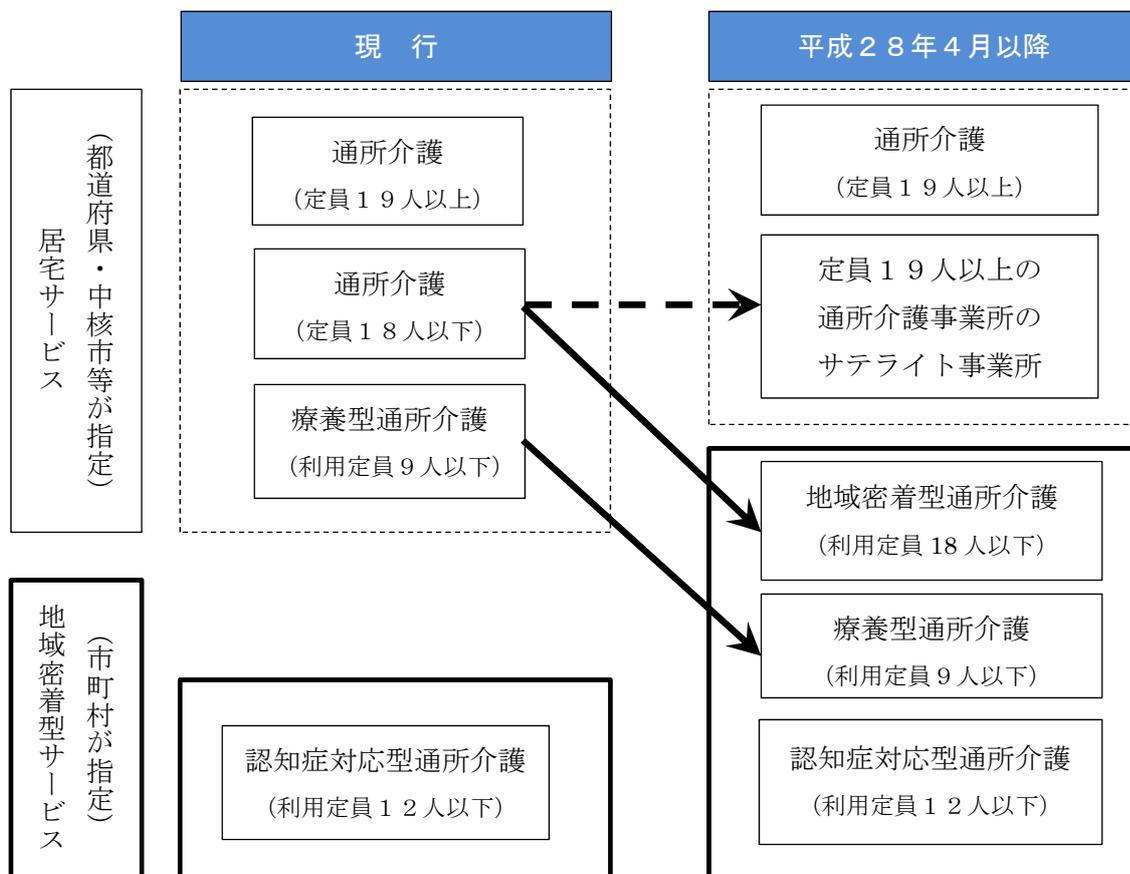
小規模な通所介護事業所（定員 18 人以下）の地域密着サービスへの移行について

1. 概要

介護保険法及び関係政省令の一部改正により、平成 28 年 4 月から、定員が 18 人以下の通所介護と療養型通所介護は、地域密着型サービスへ移行される。

※ 18 人以下の通所介護については、定員 19 人以上の通所介護事業所のサテライト事業所とすることも可能

< 移行の概要図 >



2. 地域密着型通所介護への移行に伴う変更点等

(1) 運営推進会議の実施

- ・地域密着型通所介護⇒6月に1回
- ・療養通所介護⇒12月に1回

(2) 利用者の受け入れ

- ・原則、市内の利用者のみ可能である。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以前から利用していた方は、それぞれの住所地の市町から指定があったものとみなされるため、引き続き利用が可能であるが、新たに市外の方の利用を受け入れる場合は、当該市町から指定を受ける必要がある。